^{令和6年度} 国民健康保険税の**年金天引き**のお知らせ

お問合せは、上越市役所

国保年金課 ^

電話 025-520-5714 (直通)

○令和6年4月以降の国民健康保険税の納付方法について、あなたは、「継続」または「新規」で 年金天引きとなりますので、お知らせします。(根拠法:地方税法第706条及び上越市国民健康保険税条例第16条、第17条、第18条、第20条、第21条)

年金天引きの対象者について

- (1) 今まで国民健康保険税を年金天引きにより、納めていた世帯主【**継続**】
- (2) 今まで国民健康保険税を納付書で納めていた世帯で、次の①から⑥までの条件に全て該当する世帯主【新規】
 - ① 世帯主が国保に加入していること。(世帯主が他の健康保険に加入していないこと。)
 - ② 世帯内の国保に加入している方全員が65歳から74歳までであること。 (世帯内に会社の健康保険などに加入している65歳未満の人がいる場合も、年金天引きの対象となります。)
 - ③ 世帯主が1年間に受け取る公的年金の受給額が18万円以上であること。
 - ④ 介護保険料が年金から天引きされていること。
 - ⑤ 国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超えないこと。
 - ⑥ 年度の途中で世帯主が75歳に到達しないこと。

納付方法の変更について

- ▶年金天引きの対象の方が「口座振替による納付」を希望される場合は、手続きにより口座振替に変更することができます。ただし、変更には時間がかかりますので、詳細は国保年金課へお問い合わせください。
- ▶世帯内の国保加入者数に変更があった場合や、年金受給額の不足等により年金天引きができなかった場合は、「年金天引き」から「納付書による納付等」に切り替わることがあります。その際は納税通知書でお知らせします。

◎年金天引きは、4月・6月・8月・10月・12月・2月の年6回です。

			仮徴収			本徴収			
納	期	月	4月	6月	8月	10 月	12 月	2月	
年金	天引	き日	4月15日	6月14日	8月15日	10月15日	12月13日	2月14日	



裏面もお読みください

◎納税通知書は、4月(仮徴収)と7月(本徴収)の2回に分けてお届けします。

仮徴収について

4月、6月、8月に年金から天引きする保険税の額は、課税の根拠となる令和5年中の所得が確定していないため、 前年度(令和5年度)の保険税額を基に、下記の「【継続】又は【新規】」により算定した額を納めていただきます。

		継続】		【新規】 令和6年4月から					
	令和5年度以前:	から							
	保険税を年金天	引きしている世帯		保険税の年金天引きを 新たに行う 世帯					
	令和6年2月に年金天	引きした保険税額と同額	を	令和5年度1年分の保険税額※から今年度の納期数6回で					
	4月・6月・8月の年	金から天引き	割った	割った額を4月・6月・8月の年金から天引き					
			※年度	※年度途中から課税された世帯も、1年分の保険税額に換算して計算します。					
例	令和6年2月の年金天引き	き額が 10,000 円だった場	合 例 令	例 令和5年度1年分の保険税額が90,000円の場合					
	令和6年度の仮徴収額→1	$0,000$ 円 \times 3 回 $=30,000$	円 令	$90,000$ 円÷ 6×3 回= 45	5,000円				
	年金支給月	保険税額		年金支給月	保険税額				
	4月	10,000円		4月	15,000 円				
	6月	10,000円		6月	15,000円				
	8月	10,000円		8月	15,000 円				

本徴収について

- ▶ 6月に確定する令和5年中の所得を基に、7月に年間保険税額を計算し、納税額を決定します。
- ▶ <u>年間保険税額から、今回お知らせする仮徴収額(4月・6月・8月の年金天引き額)を差し引いた残りの保険税額を、10月・12月・2月の3回に振り分けて、天引きします。</u>
- ▶ なお、仮徴収により納付いただいた額が年間保険税額を上回った場合は、差額を還付します。(ただし、市税に未納がある場合は、充当します。)

還付金詐欺にご注意ください!

市役所職員を名乗り、保険税の還付名目でATMを操作させ、犯人の口座にお金を振り込ませる還付金詐欺が急増しています。<u>市役所等の公的機関では、ATM</u>で操作をお願いすることはありません。不審に思ったら、最寄りの警察か市役所・総合事務所へご相談ください。